

八雲町建設工事等に係る低入札価格調査制度の導入に関する要領

平成 20 年 7 月 8 日

平成 25 年 7 月 10 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 22 日

平成 29 年 4 月 4 日

最終改正 平成 31 年 4 月 5 日

1 目的

過度の低価格での入札・契約は、公正な競争を阻害し、業務履行の質の低下や受注者の健全な企業経営悪化など多くの弊害をもたらす可能性があることから、ダンピング受注の排除及び適正かつ品質の良い工事の履行を確保することを目的に低入札価格制度を導入するものとする。

2 対象工事等

(1) 工事の請負の契約

低入札価格調査制度の対象工事は（以下、対象工事という。）、原則として総合評価方式による工事（委託業務を含む）で、予定価格が 500 万円を超える工事を対象とする。ただし、その他の工事であっても、八雲町が当該制度の適用を必要と認めた工事（委託業務を含む）は対象にできるものとする。

3 低入札価格調査制度

(1) 調査価格の基準

ア 工事の調査価格の基準

工事における調査価格の基準は、次の（ア）から（エ）までに定める額（1円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて 1 円未満を切り捨てて得た額とし、また予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて、1 円未満を切り捨てて得た額とする。

（ア） 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

（イ） 共通仮設費の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額

（ウ） 現場管理費相当額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額

（エ） 一般管理費相当額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

イ 委託の調査価格の基準

測量、地質調査及び道路清掃以外の委託における調査価格の基準は、以下の設定基準により得た額（1円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする）。ただし、その額が予定価格の 10 分の 8.0 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.0 を乗じて 1 円未満を切り捨てて得

た額とし、また予定価格の 10 分の 6.0 に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6.0 を乗じて、1 円未満を切り捨てて得た額とする。

測量における調査価格の基準は、以下の設定基準により得た額（1円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする（一の契約の中に二以上の測量が含まれる場合は、測量の種類ごとに算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする）。ただし、その額が予定価格の 10 分の 8.2 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて 1円未満を切り捨てて得た額とし、また予定価格の 10 分の 6.0 に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6.0 を乗じて、1円未満を切り捨てて得た額とする。

地質調査における調査価格の基準は、以下の設定基準により得た額（1円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする（一の契約の中に二以上の地質調査が含まれる場合は、地質調査の種類ごとに算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする）。ただし、その額が予定価格の 10 分の 8.5 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて 1円未満を切り捨てて得た額とし、また予定価格の 3 分の 2.0 に満たない場合にあっては、予定価格に 3 分の 2.0 を乗じて、1円未満を切り捨てて得た額とする。

道路清掃における調査価格の基準は、以下の設定基準により得た額（1円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする（一の契約の中に二以上の道路清掃が含まれる場合は、道路清掃の種類ごとに算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする）。ただし、その額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて 1円未満を切り捨てて得た額とし、また予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて、1円未満を切り捨てて得た額とする。

設計(土木) 用地調査等 を含む	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48
測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.48
地質調査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費× <u>0.48</u>
設計(建築)	直接人件費+特別経費+技術等経費×0.6+諸経費×0.6
道路清掃	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等 ×0.55

(2) 基準価格の設定

ア 町長は、対象工事ごとに（1）、（2）の基準により算出した低入札価格調査の基準価格（以下「基準価格」という。）を設定するものとする。

イ 町長は、アにより設定した基準価格を下回る価格をもって入札した者の内、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準（以下「失格判断基準」という。）を

設定するものとする。

ウ 町長は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(3) 入札参加者への周知

町長は、基準価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

ア 基準価格を設定していること。

イ 基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法および結果の通知方法。

ウ 基準価格に満たない入札を行ったものは、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 基準価格に満たない入札を行ったものは、事後の調査に協力すべきこと。

(4) 入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(5) 調査の実施

ア 町長は、基準に満たない価格で入札を行った者について調査をする場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(ア) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

(イ) (ア) の適否

(ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(エ) 当該入札者の経営状態

(オ) その他必要な事項

イ 町長は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。

(6) 調査後の措置

ア 町長は、調査の結果、基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「最低価格の入札者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該最低価格の入札者を落札者として決定するものとする。

イ 町長は、調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者（以

下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。

ウ 町長は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して落札結果を通知するものとする。

4 その他

ア 町長は、基準価格及び予定価格の取扱いにあたっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。